

第4回延岡市農業委員会会議録

(平成29年9月28日)

1. 開催日時 平成29年9月28日(木) 午前9時30分から午前11時30分
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11		12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 1名

5. 出席農地利用最適化推進委員 5名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2		3	久富喜良
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14		15	松原学
16	木村俊一	17	矢野政治	18	
19	山本光公	20		21	
22		23			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 18 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について
 議案第 19 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
 議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・JA）
 議案第 21 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・中間管理機構）
 議案第 22 号 農地法第5条許可申請について
 議案第 23 号 非農地証明願いについて

- 報告第 9 号 農地法第5条届出について
 報告第 10 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 11 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 5 号 延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について
 協議第 6 号 農用地利用配分計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主 査	黒木 政良	総合農政課 主任主事	市來 幸司		
北浦産業建設課 専門主事	高橋 修	北川産業建設課 専門主事	宮野 豊		

8. 会議の概要

議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>国政では解散があり、大きな風が吹いております。九州では台風 18 号が上陸して心配したところですが、他県では、かなり大きな被害が出ているところもありますが、延岡管内での農作物への比較的少なかったと聞いております。しかし河川が堤防を越えたことにより床上浸水等の被害も出ているようです。農業につきましては、このまま実りの秋が迎えられると今年はかなり豊作ではないかと思受けられます。これからの天候が良いことを願っているところです。それでは早速ですが総会に入りたいと思います。</p> <p>ただ今から第 4 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数 19 名中 18 名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達しているため、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 4 番 柳田慧子委員と委員番号 17 番 牧野博文委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 18 号の農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定についてから議案第 23 号 非農地証明願いについてまで議案 6 件、報告案件が 3 件、協議案件が 2 件となっています。</p> <p>それでは議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定について提案いたします。</p> <p>整理番号 1 番の説明を委員番号 5 番 松下康廣委員よりお願いいたします。</p>
松下委員	<p>委員番号 5 番の松下です。よろしくをお願いいたします。議案第 18 号整理番号 1 番についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在地は北浦町で田が 5 筆 6,736 m²、畑が 3 筆 966 m²、合計 8 筆 7,702 m²です。貸人は北浦町在住の方で借人は同じく北浦町在住の 52 歳の男性の方です。土地使用貸借で契約期間は平成 29 年 10 月 1 日から平成 39 年 9 月 30 日の予定で許可後 10 年間です。借人の経営状況は、14,541 m²で労力は 3 人。理由は後継者への経営移譲です。9 月 25 日月曜日に現地調査を行いました。地域との調和につきましては問題ありませんでした。貸人は 79 歳と高齢で農業を続けることができないため、後継者である息子さんに経営移譲するという事になったようです。借人は地域の中心的な担い手であり 10 年くらい前までの 38 年間は葉煙草生産農家でした。JT の煙草増税に伴う国内市場の縮小と喫煙率の低下、消費低迷により国産より安い国外産葉煙草にシフトしたため、葉煙草の耕作を断念したということです。現在は水稻、飼料稲の生産農家であります。農業に対する意欲、経験等、十分であり特に問題は無いと思いますので、ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、整理番号 2 番の説明を委員番号 15 番 遠田祐星委員よりお願いいたします。</p>
遠田委員	<p>委員番号 15 番の遠田です。よろしく申し上げます。整理番号 2 番についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在地は川島町で田 4 筆、畑 3 筆の計 7 筆 2,583 m²になります。貸人は川島町在住の男性の方で、借人も川島町在住の女性の方です。現在の状況は 4,155 m²で労力人は</p>

	<p>3人。理由といたしまして後継者への経営移譲となります。9月26日に私と佐野推進委員、貸人の男性の方3人で現地調査を行いまして、地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。貸人は高齢のため娘さんに経営を移譲するということでありました。こちらの案件は以前から使用貸借権の設定をしております今回満期になるために継続という形で申請をされています。以前から娘さんは移譲されてこちらの農地の管理をきちんとしておりまして、このまま継続という形になりますので、どうかご審議の方をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして判断根拠の説明を事務局にお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>はい。事務局の甲斐です。よろしく申し上げます。 それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、2件とも問題はありませんでした。第7号につきましては、ただ今、松下委員と遠田委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、各委員及び事務局から説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認をいたします。 続きまして議案第19号 農地法第3条の規定による所有権の移転について提案いたします。 それでは整理番号1番について委員番号10番 片伯部芳徳委員より説明をお願いいたします。</p>
片伯部委員	<p>委員番号10番の片伯部です。整理番号1番についてご説明したいと思います。 農地の所在は小野町で田3筆の2,575㎡です。譲渡人は福岡在住のKさん、譲受人は長浜町在住のKさんです。この二人はいとこ同士になります。理由に遺贈とありますが、譲渡人の方と譲受人は一緒に農業をやっていて、今回亡くなられたことによりその農地を譲り渡したいとのことでした。9月26日に私と矢山推進委員の2人で現地を調査に行きました。その時、譲受人は出られなかったもので、次の日27日に譲受人の家の方に行きまして、いろいろ話を聞きましたところ、これまでどおり農業をしたいということですので問題はありませんでした。皆さんのご審議をよろしく願いいたします</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号2番、3番について委員番号14番 大戸孝一委員より説明をお願いいたします。</p>
大戸委員	<p>委員番号14番の大戸です。よろしく申し上げます。整理番号2番、3番についてご説明します。 2番の農地の所在は北浦町で田1筆の373㎡です。現況は畑となっております。3</p>

	<p>番の農地の所在も北浦町で畑1筆の1,652㎡です。譲渡人は2人とも北浦町在住の方で譲受人は北浦町在住の80歳の方です。譲受人の経営状況は5,226㎡で労力人は4人です。理由は農業経営規模拡大ということで今回の申請になりました。9月27日に私と松原推進委員で現地調査を行いまして地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。譲渡人は高齢のため農業を続けることができないため、売りたいという事になったようです。譲受人は農業に対する意欲経験等も十分であり特に問題はないと思います。本人はしきみを植えたいとのことでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号4番については委員番号7番 安藤重徳委員より説明をお願いいたします。</p>
安藤委員	<p>おはようございます。委員番号7番の安藤です。整理番号4番について説明いたします。</p> <p>農地の所在は北川町で田1筆469㎡、畑1筆57㎡、畑1筆332㎡の計858㎡です。譲渡人は野田町在住の方で、譲受人は北川町在住の81歳の方です。譲受人の経営状況は5,571㎡で労力人は2人です。9月25日に譲受人と甲斐信良推進委員の3者で現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。この農地は50年以上に亘り譲受人が作付しているとのこと。譲渡人が高齢になったこともあり無償で譲り受けることになったようです。譲受人は農業に対する意欲経験等十分であり特に問題はないと思いますのでご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは先程の調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に調査済みで、4件すべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各担当委員及び事務局からの説明がありました。ここで審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入りたいと思います。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。</p> <p>続きまして議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分であります。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第19号 農用地利用集積計画、JA延岡分について説明いたします。議案書は6ページから11ページとなります。貸し人や借り人等の詳細につきましては議案書に記載のとおりで契約内容は3年から6年の賃借権となっております。計</p>

	画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	事務局からの説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認をさせていただきます。 続きまして議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分であります。それでは事務局に説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 21 号農用地利用集積計画、農地中間管理機構分について説明いたします。議案書は 13 ページとなります。貸し人については議案書に記載のとおりで、借り人は 3 件とも宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は整理番号 2 番が 5 年で残り 2 件については 10 年の賃借権若しくは使用貸借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	事務局からの説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。 はい。片伯部委員。
片伯部委員	2 番の案件ですが、利用権を設定する人が宮崎市となっていますが、これは宮崎から通って農業をするということですか。
議 長	事務局よりお願いします。
事 務 局	これは貸し人が宮崎市の方で相続等により取得されています。
片伯部委員	わかりました。
議 長	よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。 はい。高橋委員。
高橋委員	15 番の高橋です。3 番の案件ですが、貸借料として無償という形ですが、これは親戚関係か、誰でも貸し出してもいいという事で、10 年間無償で貸すということでしょうか。
議 長	事務局よりお願いします。

事務局	その件につきましてはこちらの方も把握をしておりません。後の協議の方で配分計画の説明を担当課である総合農政課が行いますのでそこで説明をしたいと思います。よろしくお願ひします。
議長	はい。松田委員。
松田委員	今の3番の件ですが、身内で跡継ぎがないので甥が耕作します。それで無償です。
議長	よろしいですか。はい。田口委員。
田口委員	12番田口です。今出ている分は貸し人から農地中間管理機構に貸すという案件ですよね。農地中間管理機構から個人にまた貸すというのは別で出てくる話ではないのですか。
議長	事務局よりお願ひします。
事務局	はい。そのとおりです。貸し人は基本的に宮崎県農業振興公社へ無条件で貸し付けを行う、という議案になります。その後に宮崎県農業振興公社から公募した借受人に対して貸し付けを行うという流れになっています。
田口委員	その案件もここで出てくるのですか。
事務局	公社から借受人に、ということですか。はい。のちほど、協議の方で出てくるのですが、配分計画(案)というのを総合農政課の方で説明をいたしますのでそこで詳しい説明があります。以上です。
議長	はい。意見が出ておりますが他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたしたいと思ひます。続きまして議案第22号 農地法第5条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分でございます。 なお、整理番号3番については委員番号2番 甲斐壽徳委員と関連があり退室後の審議となりますので最後に審議いたします。 それでは整理番号1番について委員番号1番 私の方で説明をいたします。 16ページのNo.1の図面を開いてください。図面の斜線部分が申請箇所になります。農地の所在は大峽町で地目は田5筆、面積は合わせて984㎡となっています。譲渡人は大峽町の方が2名、高千穂通の方が1名で合わせて3名です。譲受人は市内の学校法人で理由はサッカー場の増設となっております。図の申請地と記入してある上の部分の実線が現在のサッカー場ですが、狭くて正式なサッカー用の面積が取れておらず今回の申請となったようです。正式なサッカー場の一面を確保すると同時にフットサル場の整備

	<p>を行うということでした。今週の月曜日に事務局職員2名と学校法人の事務局長、司法書士、久富推進委員と私で現地の確認を行いました。図面にあります家屋3棟については既に入収が済んでいるということがあります。申請地横にある山林への乗り入れのための道路は幅員3.5mで確保するということでもあります。また山側からの排水計画もされており問題ないと判断したところです。以上よろしくご審議をいただきたいと思ます。</p> <p>続きまして整理番号2番について委員番号6番 織田竜二委員より説明をお願いいたします。</p>
織田委員	<p>委員番号6番の織田です。整理番号2番についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在は高野町388番の1、地目は田です。次のページのNo.2(地図)の斜線が引いているところになります。譲受人は鹿児島県の株式会社です。9月25日に現地調査を行いました。以前、別の建物が建っていましたが更地になっています。車の出入口と駐車場として利用するという事です。また埋め立てられ、アスファルトが張られているので始末書等も出されています。審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号4番について委員番号17番 牧野博文委員より説明をお願いいたします。</p>
牧野委員	<p>委員番号17番の牧野です。整理番号4番についてご説明いたします。</p> <p>所在地は小野町で田が1筆92㎡であります。次のページのNo.4にあります申請地で左上の方に今回の譲受人をされる方の隣接地がありまして植林をするということでした。9月25日に矢山委員と私、事務局2人、譲り受ける方で現地立会を行いました。何ら、地域の要件等、問題ありませんので、皆さん、ご協議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。続きまして、農地区分について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の黒木です。農地区分について説明いたします。3件とも公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで第2種農地となっております。付近に第3種農地もないことから立地基準に問題はありませんでした。また3件とも他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありません。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>担当委員及び事務局より説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい、松田委員。</p>
松田委員	<p>整理番号1番の図面の中にサッカー場ということになっていますが、斜線の右側に家が2軒建っていますがこれは今もあるのですか。</p>
議 長	<p>はい。残っています。これは、1つは法人の理事長さんの家で、既に全部買収は済んで今は空き家になっておりますのでいずれも許可が下り次第工事着工ができるという状態です。</p>
松田委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>

委員	異議なし
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。今出された意見については意見書に記載の上、県に進達するということとなりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>続きまして整理番号3番について審議いたしますので、甲斐壽徳委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(甲斐壽徳委員退室)</p> <p>それでは整理番号3番について委員番号6番 織田竜二委員より説明をお願いいたします。</p>
織田委員	<p>委員番号6番の織田です。整理番号3番についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在は吉野町 1501 番、地目畑 722 m²です。場所は次のページのNo.3になります。譲渡人は吉野町在住の方です。譲受人は一ヶ岡在住の方です。これは親子関係になるそうです。理由といたしまして一般住宅の建設となっております。9月25日に現地調査を行いました。東側は畑がありますが1m位段差がついていてそこはL型擁壁をつけて農地に流れ込まないようにするという事です。排水等については既設の用水路に流すということで何も問題はないと思います。皆さん、ご協議よろしくをお願いします。</p>
議長	続きまして、農地区分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号3番につきましては半年ほど前から農振農用地の除外の手続きを進め、先月農振農用地より除外が済みしましたので現在、第2種農地となっております。付近に第3種農地もないことから立地基準に問題はありませんでした。また他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありませんでした。あと排水計画もしっかりしており周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。
議長	ありがとうございました。担当委員及び事務局より説明が済みしました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委員	異議なし
議長	<p>異議なしという事ですので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。</p> <p>甲斐 壽徳委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(甲斐壽徳委員入室)</p> <p>続きまして議案第23号 非農地証明願いについて提案いたします。</p> <p>なお、整理番号2番については議案書作成後に取下げとなっておりますので整理番号1番のみの審議となります。</p> <p>それでは、整理番号1番の説明を委員番号2番 甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐委員	はい。2番の甲斐でございます。23号議案1番についてご説明いたします。

	<p>農地の所在地は吉野町で畑1筆 45 m²です。非農地の証明という事で天下町在住の方から申請があがっております。9月25日に私と片伯部農地部長、山田推進委員の3名で現地の調査をいたしました。写真にもありますように孟宗竹が周りにずっと生えておりまして10年以上耕作をしておらず、将来的にも農地として使用することは困難だろうと判断をいたしました。こういったことで非農地証明願いをお受けするという事で3人で話が決まりましたのでご報告を申し上げ、皆様方のご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>はい。全員一致ということでございますので、決定いたしたいと思えます。以上で議案の審議は終了いたします。次に報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第9号農地法第5条の届出についてです。議案書の22、23ページに記載されております。全部で7件の届出があり、田が2筆の667 m²、畑が5筆の1,026 m² 合計7筆の1,693 m²となっています。報告第9号につきましては申請書類及び添付書類等に問題もなく、事務局長の専決により受理しております。</p> <p>続きまして報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の25ページに記載されております。3件の届出があり、田が7筆の4,230 m²、畑が3筆の2,588 m² 合計10筆の6,818 m²となっています。</p> <p>続きまして報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の27ページから32ページに記載されております。全部で11件の届出があり田が87筆の43,118 m²、畑が55筆の14,201 m² 宅地が1筆の274 m² 合計143筆の57,593 m²となっています。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、報告がありました。報告内容について、ご質問等はございませんか。 はい。松田委員。</p>
松田委員	<p>25ページの第10号の整理番号1番と2番が合意解約となっていますけど、貸人が福岡早良区の方ですが、この方は解約した後、福岡から通って耕作をするということですか。</p>
事 務 局	<p>はい、お答えします。先程、審議していただいた議案第19号の農地法3条の規定による所有権の移転、整理番号1番を見ていただけるとおわかりかと思いますが、今までは福岡の方は、賃借権により耕作していただいたのですが、今度、所有権移転をすることになったので賃借権を一旦解約しないと所有権は移転できませんので、そこで合意解約が出ているということです。</p>

議 長	よろしいでしょうか。
松田委員	わかりました。
議 長	<p>他にございませんでしょうか。 ございませんか。 ないようなので、続きまして協議第5号、延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」ということで、先月8月の定例会でも報告した通りになります。この「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、延岡市の今後3年間に對する指針になります。この指針の内容につきましては3つの目標があり、まず1つは遊休農地の解消目標。2番目に担い手への農地利用集積・集約化について。3番目に新規参入の促進ということで数値化を示しております。まず、遊休農地の解消目標につきましては、現状の26haを平成35年に13ha。目標数値の50%にするというふうになっております。担い手への農地利用集積につきましては、現状の325.2haを平成35年4月までに90ha増やす、そして、担い手の育成・確保につきましては、現状の総農家数2,447戸、認定農業者184を平成35年度も維持する。新規担い手につきましては、現状の認定新規就農者3経営体、特定農業団体その他の集落営農組織2団体を3年後32年度には4経営体と3団体、最終35年度には5経営体と4団体とする。また、新規参入促進（個人）につきましては、現状8人を、3年後の目標を9人、最終目標を10人。新規参入の組織化の目標を1法人。このように延岡市の指針ということで上げたいと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。この案件につきましては、国が今掲げております平成35年度まで農地の集積80%を担い手に渡すという大きな目標に比べまして設定が低いものだと思っております。ただ、延岡といいますか県北地域の現状ではこういったことしかできないのかなという気がしております。また、今、利用状況調査で回ってもらっておりますけれども、そういったことも含めて農業委員と推進委員の皆様いろいろなところのご意見を伺う場を作らなくてはいけないと思っております。私は東臼杵管内の土地改良区の会長も仰せつかっております。数日前に県の振興局で管内のいろいろな方と、改良の理事の方も多く来られていて話がありましたが、非常に県北地区の遅れというのが、県内、県央に比べて大きな隔りがあります。今、説明を受けましたが、新規参入の促進についてと書いてありますが、ほんとわずかという気がしております。皆様方にはご協力いただき、ご意見を伺うという場面が出てくると思っております。他にこの件につきまして、ご意見、ご要望等はありませんか。</p> <p>はい、片伯部委員。</p>
片伯部委員	<p>今、国の資料で農地の所有者の名が変わらなくて、昔のままで祖父名義、悪い時は曾祖父名義になっていて、要するにその土地の地権者の名前が変わってないせいで集約ができない問題が多々あると思うのですが、そういう場合には変わってなくても（集約）できるという国の考え方ですが、延岡の場合、そういう現状はあるのでしょうか。もしあるのであれば、どういうふうに対応すればいいのかを教えていただけたらと。</p>
議 長	<p>私からいいでしょうか。片伯部委員が言われたのは、国の方が、特に土地改良法等が関係してしまっていて、例えばほ場整備をするまでにそういった相続ができないような案件についても着工してもよいということでもあります。実は一か月程前に熊本農政局が来ま</p>

	<p>して宮崎市での役員会の中で、私も参加させていただきましたが、最終的にはほ場整備をするとなった場合、今と同じように厳しいということです、よほど私権といいますか個人の権利をそういったふうに行うのは今の法律ではなかなか難しいという話しをされていまして。延岡は風土的に土地の所有権が変わっていないという問題があります。というのが焚物を農家で分けることをあちこちの山、田畑でやっていて共有地が非常に多かったのが明治以降、相続がされておらず、「外〇名」というのが県南県央では5～6名ですが、延岡の場合、一番多いところは、四百何名の人がいるようなことがあって、非常にやりづらいところがあります。国は手を変え品を変えやっておりますが、私たちがそういった機会をお願いをしているつもりですが簡単にはできない気はしております。</p> <p>他にはございませんか。はい、遠田委員。</p>
遠田委員	<p>委員番号10番、遠田です。</p> <p>遊休農地についてお聞きしたいことがございます。現在、農業委員と推進委員とで農地パトロールをして遊休農地のデータを集めていると思うのですが、こちらはこのデータをどのような扱い方をされているのかということと、このデータをどれくらい延岡市の機関が把握されているのか。疑問に思ったのが、自分が農業を真っ先に始める時にいろんな機関に相談しに行つて農地を探していたのですが、こういう話しをもらったことが一度もないです。使われていない土地、こういうデータを集めていて、自分がやりたいという時にこういう情報をもらうことができないのかと思ったのが疑問になりましたとお聞きしたいと思いました。</p>
議 長	<p>大変大事なことですが、事務局から。</p>
事務局	<p>はい。この調査については、県と国の方に報告するようになっておりまして、平成20年頃から始まっている事業になっています。それから各協議会等など団体が集まった時にはこの数字についてご説明はしているつもりです。遠田委員が言われる新規で就農をする場合という話しなのですが遊休農地というのは結局手がかかる農地です。それを新規で就農する方に紹介するのはどうかというのがあります。A分類の農地についても見てわかると思うのですが、セイタカアワダチソウが繁茂しているとか所々に竹が生えているとかそういったところの農地なので、それよりも手がかからない農地を新規で始める人についてはお渡しした方がいいと考えて、そういうような情報がいつてなかったのかなと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>いいでしょうか。私は土地改良区の理事長という職をもらっているのもあって、県南県央に比べて延岡の行政は農業の立ち位置が非常に低いと思っています。延岡の農業では、こういった大きな課題が山積されています。先程の新規事業でも延岡ではあまり明るいところが見えてこないと感じました。農業に関しては遠田さん達が一番肌で感じているから今のような意見を出されたと思います。ほ場整備も県平均で40%超えています。県北は20%台。それも旧延岡はほとんど端々だけやっている。沖田や栗野名地区とか百姓が多いところは今から。今は3反割又は1町割にしようという全国的にそういった傾向になっているのに。そういったことで荒れ放題に荒れて段々放棄地が増えてきております。そういったところをどうするかというのは大きな課題で市議会あたりでももう少し取り上げてくれるのかなと3日間聞いておりましたがなかなか出てきません。ですから言うのは簡単ですが非常に難しい問題を含んでおりまして一所懸命されている農家さんがおられますけれど大変な状況だと思っております。遠田さん方みたいに一生懸命にやっておられる方の意見を出して少しでも延岡の農業を引き上げていかないといけないなと思っております。この数字についても出しておけばいいという数字ではなく</p>

	実績を踏まえた数字だと思います。平成 35 年度までに国の掲げた集積 80%を担い手に渡すということになると延岡はどうなるのかと心配ですが現在、利用状況調査をさせていただいているところですが年内過ぎてまとまったら一回話し合いをさせていただいたらいいかと思っているところです。
遠田委員	わかりました。
議長	他にございませんか。はい、松田委員。
松田委員	松田です。市の農政部門の予算が 3 年前から徐々に減少しています。こんな状況で、できるはずがないと思うのですが。それから会長が言われましたが迫田ですが、そういうところは今から集落営農をしてもおいていかれて雑草が生い茂ると思うんですよ。そのような所は地元の区長あるいは生産組合長、関係者が集まって農振を外したらいいと思います。天水で耕作しないといけない所、ぬかり田、日が当たらない所、そういうところは埋め立てて、福祉施設とか農業用ハウスを建てるとかいろんなことができると思うんです。そういうことを感じましたのでご意見までに。
議長	予算の試算は延岡市の方では・・・。
事務局	農業委員会に対する予算については言われる通り減っていると思います。先程会長が申しましたように市議会でもそういうことが取り上げられることが皆無という状況になっておりますので会長が言われるようにことあるごとにそういう意見を出していきたいと思っております。それと迫田等の農振の関係になりますけれど、農振については中心的な担当課が総合農政課になりますので、総合農政課がどういうふうな考え方を持っているのかも問題になってくるかと思いますが、農業委員会の立場としてはそういう迫田であっても農地として何とか残せるように農業委員さん、推進委員さんに努力をさせていただいてできるだけ農地を守っていかれたらと思っております。以上です。
議長	外に質問はありますか。はい。松原委員。
松原委員	はい。聞きたいことはいっぱいありますが、まずはそもそも農業委員会が始まったのは農地改革だと思います。小作人が自分の土地を持てる、その土地をいかに守るかと言うのが農業委員会の使命だと思っています。それが 40 年、50 年経って農地を集約するというのが、農業委員会の使命だということに変わってきています。何か矛盾を感じてなりません。 担い手に集約するという話になるのですが、延岡では担い手と言われる人は何人いるか。そのような数字が上がってきていない。2 点目が 35 ページの右上の表ですが、これについては前々回から言っているのですが、管内で 2,830ha の農地があるというのが全然イメージがわからない。各地区に分けてもらう訳にはいけないのでしょうか。各委員の担当する地区毎に分けて貰えないのでしょうか。私が担当している地区は北浦町の市振地区なのですが、そこだけで基盤整備されている農地が 60ha あります。その中で現在、田んぼを作っているのが 0.7ha で約 1%です。畑で耕作しているのがあっても約 5%です。残りの 94%は遊休地です。この表の遊休地の割合 0.6%というのは全然違う数値となっています。どこからこのような数値がでているのか全然わかりません。それで前回いただいた荒廃農地調査票で今調査をしている所ですが、この調査票に掲載されていない農地がいっぱいある。これでは実際の数値が把握できない、皆さんそう思いませんか。実態把握をするのにどうしたらいいかわかりません。現状を把握した上で対処しないとこれからの方針を間違えてしまいます。それと 3 点目、新規就農のことで事務局

<p>議 長</p>	<p>の方が説明しましたが新規就農の方にはA分類の農地は手がかかるので新規就農の方には昨年まで作っていたような農地を提供した方がいいと思っていますと説明しましたが、その思いやりは分かるのですが私も5年前に新規就農したのですが、A分類の農地の方が安く手に入ります。新規就農される方はお金がないんです。昨年まで作っていたような農地は高くて手がでない。ですから荒れた農地でもいいのでその情報を上げて貰いたい。その方が新規就農が増えていくと思っています。以上です。</p> <p>貴重な意見をありがとうございます。細かい数字が違うというのは、折角の機会ですので事務局の方にいろいろ問い合わせをしてもらおうと思います。それから集約化が矛盾しているというのは私が先程話したのは延岡、県北地域の地形からすると谷々が多いという事でありますので国が言う農地の集約化、平成35年に80%の、高い目標ですがこれが実現できるかは、簡単にはいかないと思っていますのですが、今若い農業委員さんも担い手でやっておられますがあまり手がかかると、今言われた儲かる農業にならない。今までの汗をかって家族でやっていくそういう農業で守っていかないといけないのかなと思います。先程から話しておりますがそういった意見を是非別の機会に時間を十分に取って話しをさせていただくとありがたいと思っております。</p> <p>時間もだいぶ経ちましたが、他にありませんか。この問題は時間があっても問題を含んでいると思いますので、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に行きます。協議第6号農用地利用配分計画(案)について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
<p>総合農政課</p>	<p>はい、総合農政課より協議第6号農用地利用配分計画(案)について説明します。</p> <p>今回は重点実施地区については該当がなく個別案件のみとなります。様式7号2にありますとおり、田4筆、畑1筆の計5筆5,806㎡について出して3名の配分で考えております。表の一番上の集積計画番号18年の103号について公社へのシステム入力後の取り消しとなったため103については欠番となります。先程、議案第21号でご質問がありました整理番号106番について無償での貸借の理由のご質問を受けたということでご説明をさせていただきます。今回の農地中間管理事業を利用する契約になりますが、全契約とも農地法第3条での契約の時から使用貸借を申請者と貸付先、使用者の間で元々の使用貸借での契約であり、今回農地中間管理事業での契約についても以前からの契約通り使用貸借の申請をご希望されていたので、無償での使用貸借の契約ということで手続きをさせていただきました。なお、登記名義人、申請者の方と受けて親族関係であるとのことで話をいただいております。以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>協議第6号についての質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、以上を持ちまして第4回定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">次回定例農業委員会 10月27日(金) 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

4 番 柳 田 慧 子

17 番 牧 野 博 文